

所得税のきほん ～ 医療費控除 ～

医療費控除とは？

その年の1月1日から12月31日までの間に自己または、自己と生計を一にする配偶者や親族のための医療費を支払った場合に、その金額が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができる制度のことです。

医療費の対象となるもの

医療費の対象は大まかに分けて2種類あり、医療に係るものと介護に係るものがあります。

医療に係るもの

- 医師や歯科医師による診療代、治療代（医師や看護師に対するお礼は対象外です。）
- 治療、療養に必要な医薬品の購入費
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価（疲れを癒したり体調を整えるといった治療に直接関係ないものは含まれません。）
- その他

介護に係るもの

- 施設サービスの対価
介護費、食費、および居住費に係る自己負担額として支払った金額
※特別養護老人ホームや指定地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、医療費として計上できるのは自己負担額として支払った金額の2分の1に相当する金額です。
また、介護付き有料老人ホームの介護サービスは医療費控除の対象にはなりません。
- 居宅サービス等の対価
訪問介護や訪問リハビリテーションなど
※居宅サービス等の対価のうち、看護、医学的管理の下における療養上の世話等に相当する部分の対価として利用者が負担する金額のみ医療費控除の対象となります。
- その他



控除金額の計算

実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額－（※）10万円
＝医療費控除額（200万円限度）

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額が医療費控除の限度額です

※令和7年1月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！